

事 務 連 絡
令和4年1月19日

県内関係事業者 各位

岡山県保健福祉部
新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス陽性者の濃厚接触者のうち社会機能維持者の
待機解除に関する取扱いについて

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、平素から御理解、ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、オミクロン株の患者として取り扱われる陽性者の濃厚接触者については、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日（令和4年1月14日一部改正）厚生労働省事務連絡）により、待機期間が最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間とされるとともに、社会機能を維持するために必要な事業に従事する者（以下「社会機能維持者」という。）に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機が解除できるとされました。

本県では、オミクロン株疑いの患者が既に陽性者の7割以上を占めていることから、厚生労働省事務連絡に基づく社会機能維持者の待機解除の取扱いを実施することとしましたので、お知らせします。

つきましては、社会機能維持者が所属する事業者におかれましては、次の点に留意の上、適切に待機解除の取扱いを実施して下さるようよろしくお願いいたします。

記

1 社会機能維持者の待機解除の取扱い

- (1) 社会機能維持者の所属する事業者において、当該社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要な場合に行うこと。
- (2) 無症状であり、PCR検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されている場合に待機を解除するものであること。
- (3) 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、PCR検査又は抗原定量検査を用いる場合は最終曝露日（陽性者との接触等）を0日として6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目にそれぞれ行うこと。抗原定性検査キットは薬事承認されたもの（別紙1）を必ず用いるとともに、別添確認書の①から⑤の対応を行うこととし、事業者が医薬品卸売販売業者（別紙2）から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出すること。

なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入するとともに、使用期限内のキットを使用すること。また、本県が実施している新型コロナウイ

ルス感染症無料検査事業は、感染不安を感じる個人が自らの意思で受検するなど趣旨が異なることから、当該無料検査の結果をもって待機の解除は行わないものであること。

(参考) 県内の自費検査を受けられる医療機関等 (県ホームページ参照)

「PCR検査(自費)の活用について」

<https://www.pref.okayama.jp/page/718423.html#jihikensa>

- (4) いずれの検査方法を用いる場合でも、事業者は、社会機能維持者の検査結果を必ず確認すること。また、医療機関以外での検査により陽性が確認された場合には、事業者から社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促すとともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること。

なお、診断により陽性が確定した場合、感染症法に基づく保健所への届出は診断を行った医療機関が行うため、報告を受けた事業者から保健所への連絡は不要であること。

- (5) 事業者は、当該社会機能維持者の陰性が確認された場合は、当該社会機能維持者へ待機要請を行った保健所(別紙3)に対し、その旨を電話で連絡(連絡内容: 該当者の氏名、住所、検査日、検査方法(抗原定性検査キットを使用した場合はその製品名))を行い、保健所による待機解除の確認をもって、当該社会機能維持者へ待機が解除された旨を伝達すること。
- (6) 待機解除後に社会機能維持者が業務に従事する際は、事業者において、感染対策を徹底すること。また、事業者から社会機能維持者に対して、10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

2 社会機能維持者の範囲

社会機能維持者は、別紙4の事業に従事する者とする。

3 その他留意事項

- (1) 2の事業に該当するか否かは、事業者の判断で行うこと。
- (2) 検査対象とする社会機能維持者の選定は、事業者において行うこと。
- (3) 事業者が実施した取扱いに不備等がある場合は、待機解除はできないことがあること。
- (4) 医療従事者である濃厚接触者が医療に従事する場合は、今回の取扱いで待機が解除されるまでは、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和3年8月13日(令和4年1月18日一部改正)付け厚生労働省事務連絡)に従うこと。
- (5) 県ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/page/759292.html>

(お問い合わせ先)

岡山県保健福祉部新型コロナウイルス感染症対策室
総合調整グループ 電話: 086-226-7960

【別紙1】

<薬事承認済みの抗原定性検査キット一覧（令和4年1月19日現在）>

	企業名	製品名
1	富士レビオ(株)	エスプライン SARS-CoV-2
2	デンカ(株)	クイックナビ- COVID19 Ag
3	(株)タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2 キャピリア SARS-CoV-2
4	アボット ダイアグノスティクス メディカル(株)	Panbio COVID-19 Antigen ラピッドテ スト
5	アドテック(株)	プロラスト SARS-CoV-2 Ag アドテスト SARS-CoV-2
6	ロシュ・ダイアグノスティクス (株)	SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト
7	富士フィルム(株)	富士ドライケム IMMUNO AG ハンディ COVID-19 Ag
8	アルフレッサ ファーマ(株)	アルソニック COVID-19 Ag
9	コージンバイオ(株)	KBM ラインチェック nCoV(ステイ ックタイプ)
10	東洋紡(株)	イムノアロー SARS-CoV-2
11	ロート製薬(株)	チェック MR-COV19 ドゥーテスト COV19
12	積水メディカル(株)	ラピッドテスト SARS-CoV-2
13	(株)マルコム	スタンダードQ COVID-19Ag
14	セルスペクト(株)	クオンパス COVID-19 抗原検査キット
15	(株)ニチレイバイオサイエンス	イムノファイン SARS-CoV-2
16	(株)タウンズ	イムノエース SARS-CoV-2 II キャピリア SARS-CoV-2 II

※インフルエンザウイルスと同時検出可能な製品は除いています。

【別紙2】

<医薬品卸売業者等一覧>

事業者からの問い合わせに対応できる医薬品卸売業者等のリストです。(厚生労働省ホームページ「職場での検査に関する一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について」より抜粋)

なお、必ずしも掲載している医薬品卸売業者等から購入しなければならない訳ではありません。

医薬品卸売業者等	営業拠点の住所	電話番号等
(株)イースペース	岐阜県関市北福野町 1-3-23 エルニド 103	0575-29-8815
(株)イメージワン	東京都新宿区新宿 6-27-30 新宿イーストサイドスクエア West 6階	03-6233-3420
(株)エバルス	広島県広島市南区大洲 5-2-10	082-890-5676
(株)サンキ	広島県広島市西区草津港 3-3-33	082-501-0849
(株)スズケン	東京都千代田区岩本町 3-11-6PMO 秋葉原 5階	covid19@suzuken.co.jp
(株)セイエル	広島県広島市西区商工センター5-1-1	082-208-2120
ティーエスアルフレッサ(株)	広島県広島市西区商工センター1-2-19	082-501-0215
(株)福山臨床検査センター	広島県福山市草戸町 1-23-21	084-921-0120
(株)福山臨床検査センター 岡山支所	岡山県岡山市北区西古松西町 3-10	086-243-0595

【別紙3】

< 県内保健所一覧 >

社会機能維持者が検査で陰性であった場合は、濃厚接触者として待機を要請された保健所へ連絡してください。(平日9時~17時)

保健所名	所管区域	電話番号
岡山市保健所	岡山市	086-803-1360
倉敷市保健所	倉敷市	086-434-9819
備前保健所	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	086-272-3934
備前保健所 東備支所	赤磐市、和気町、備前市	0869-92-5180
備中保健所	総社市、早島町	086-434-7072
備中保健所 井笠支所	笠岡市、里庄町、浅口市、矢掛町、井原市	0865-69-1675
備北保健所	高梁市	0866-21-2836
備北保健所 新見支所	新見市	0867-72-5691
真庭保健所	真庭市、新庄村	0867-44-2990
美作保健所	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町	0868-23-0163
美作保健所 勝英支所	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	0868-73-4054

【別紙4】

<社会機能維持者の範囲>

社会機能維持者は、次の事業に従事する者とします。

1 医療体制の維持に関する事業

- (1) 全ての医療関係者の事業
- (2) 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2 支援が必要な方々の保護の継続に関する事業

- (1) 高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）の事業
- (2) 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3 県民の安定的な生活の確保に関する事業

自宅等で過ごす県民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業

- (1) インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
- (2) 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- (3) 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- (4) 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- (5) 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- (6) 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- (7) ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- (8) 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- (9) メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- (10) 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4 社会の安定の維持に関する事業

社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業

- (1) 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- (2) 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）

- (3) 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- (4) 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- (5) 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- (6) 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- (7) 育児サービス（託児所等）

5 その他の事業

- (1) 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）
- (2) 医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているもの
- (3) 医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業等

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
 - ・ 医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・ 理解度確認テストhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

1 使用にあたって

- ① あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

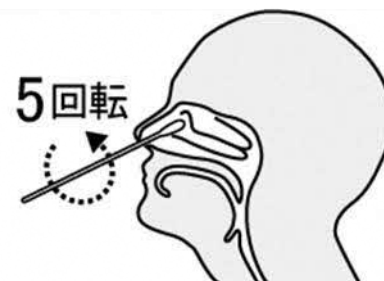
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



- ② 鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。

- ・鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

3 検査後の対応

判定結果	対応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・10 日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf